

## 看護師奨学金貸与規定

医療法人南会 南病院

### (目的)

第1条 この規定は、医療法人南会南病院（以下、「当院」という）において看護師免許の取得を目指す看護学生の修学又はスキルアップを目的として各教育機関や研修での修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与を行い、将来当院に勤務する有能な看護師を育成することを目的とする。

### (貸与対象者)

第2条 看護師免許を取得するため、その養成機関に入学または在籍する者、スキルアップを目的として各教育機関に入学または在籍する者で、次の各項の条件全てに該当し、理事長が病院運営上必要かつ有効と認めた者とする。

2. 看護師免許を取得後又はスキルアップでの資格取得後も当院に勤務する意思を有すること。
3. 言動が正しく、かつ心身が健康であること。
4. 他病院の奨学金を受けていない、又借り受ける予定のない者。

### (奨学金の貸与額)

第3条 奨学金の詳細は次のとおりとする。

- (1) 月額 100,000 円を限度とする。
- (2) 奨学金の貸与に関しては無利子とする。

### (奨学金の申込)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書（当院に提出済みの者は除く）
  - (2) 奨学金貸与申請書（様式第1号）又は奨学金一括貸与申請書（様式第2号）
  - (3) 在籍する学校長の推薦状又は成績証明書（当院で勤務している者は除く）
  - (4) 住民票（世帯全員）
  - (5) 連帯保証人の所得証明書
  - (6) 申請者及び親権者又は未成年後見人、連帯保証人の印鑑登録証明書
  - (7) 誓約書（様式第3号）
2. スキルアップを目的とした奨学金の貸与で、一括貸与の希望者は奨学金一括貸与申請

書(様式第2号)を提出しなければならない。

(奨学金貸与の決定)

第5条 第4条の規定による申し込みを受理したときは、面接及び書類選考を行い奨学金の貸与の可否について決定するものとする。

2. 前条の規定に基づき決定した内容は、奨学金貸与決定(不承認)通知書(様式第4号)又は電話にて申請者に通知するものとする。

(奨学金の貸与方法)

第6条 奨学金の貸与方法の詳細は次のとおりとする。

- (1) 奨学金の貸与決定通知を受けた者(以下、「奨学生」という。)は速やかに奨学金口座振込依頼書(様式第5号)を当院に提出しなければならない。
- (2) 貸与方法は指定された銀行口座に毎月26日に振り込む。但し当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。
- (4) 銀行口座への振込に要する費用は当院の負担とする。

(貸与期間)

第7条 貸与期間は、各養成機関に在学する期間で、当院の認定した日の属する月から卒業する日の属する月までの間で3年間を限度とする。但し、スキルアップでの貸与を目的とする場合は、各研修内容により変動するためこの限りでない。

(貸与の停止)

第8条 奨学生が引き続き1ヶ月を超えて休学した時は、その期間の貸与を停止する。

(報告と身上異動の届出)

第9条 奨学生は4月末までに前年度の健康状態・成績証明書を当院に提出しなければならない。および各号に該当する際も直ちにその旨を当院に届け出なければならない。

- (1) 本人及び連帯保証人の住所が変更したとき。(身上異動書 様式第6号)
- (2) 振込口座を変更したとき。(奨学金振込依頼書 様式第5号)
- (3) 修学に耐えない程度の心身の故障が生じたとき。(休学等届 様式第7号)
- (4) 休学、停学、留年及び退学する事情が生じたとき。(休学等届 様式第7号)
- (5) 連帯保証人が死亡したとき及び独自の生計を営むことができなくなったとき。  
(身上異動書 様式第6号)

(奨学生の資格喪失)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合にはその該当する日に至った日の以降から奨学生としての資格を喪失したものとみなす。

- (1) 養成機関から停学、又は退学処分を受けたとき。
- (2) 養成機関を退学したとき。
- (3) 成績が著しく不良の為、卒業する見込みがないと認められたとき。
- (4) やむを得ぬ事情により、貸与を辞退しなければならなくなったとき。
- (5) 健康上の理由で卒業する見込みがないと認められたとき。
- (6) 修学期間中に死亡したとき。
- (7) 当院に通知せずに住居の移転、又は電話番号を変更したとき。
- (8) 虚偽、その他不正な方法により貸与を受けたことが明らかになったとき。

(返還)

第11条 奨学生と連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当する場合は貸与を受けた奨学金の全額を一括返還しなければならない。

- (1) 貸与最終月の手前に実施される国家試験に合格しなかった場合
- (2) 卒業後、当院に入職しなかった場合
- (3) 第13条の規定を満たさず3年未満での退職となった場合
- (4) 第10条の規定に該当し、奨学生の資格を喪失した場合

(返還の免除)

第12条 貸与最終月の国家試験に合格し、当院に勤務した後に次の各項に該当することとなったら奨学金返済の総額、又は一部を免除する。

2. 看護師免許を取得後、当院の勤務において良好な成績で6年間勤務したときは全額を免除。但し休職等の期間は除く。
3. 看護師免許を取得後、当院の勤務において良好な成績で3年間勤務したときは半額を免除。但し休職等の期間は除く。

(その他)

第13条 この規定に定めない事項については、理事長が別に定める。

(附則)

本規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。